若宮町内会通信 第4号（２０１４年１月号）

本年も宜しくお願いいたします、まだまだ寒い時期が続きますので皆様ご自愛願います。

■総会
４月１３日(日)10：00 開催予定で理事会は資料作成開始。

■シニア会
１０月３１日（木）実施されましたバス旅行は千葉県木更津で 28 名の参加でした、本年も楽しい場所を企画致しますので多くの方の参加をお待ちいたします。

■まち美化運動（推進委員会 1/24 日 13：30～市役所 823 会議室にて開催）所管：環境保全課
〇自動販売機の設置には回収容器設置が義務付けられています。当町内会関係は設置率 95％でした。鎌倉市全体では 87％です。未設置場所は市の環境保全課が指導しています。
〇本年度の「クリーンナップ鎌倉」の活動は 5 月と９月に実施されます。詳しい日程は後日お知らせいたしますので今年もご協力願います。
〇「落書き・張り紙」が、地域で発見されましたら下記にお知らせ願います。
　鎌倉市環境部環境保全課☎：61-3453

■ゴミ（廃棄物等減量化推進員 3/5 日に 4 回目の会合予定）所管：環境部資源循環課
〇**有料化**について、本年度 7 月全市実施は市民の周知理解が得られて無い事と減量化の必要性から今後も説明会を実施となりましたので市の広報をご覧になり参加願います。
〇昨年１１月から粗大ゴミの持ち込みは予約制になりました。名越クリーンセンター☎24-1097

■防災訓練「防災のつどい」1/14 日 14：00～福祉センター1・2 会議室にて開催　所管：防災課
〇伊豆沖が震源地であった関東大地震（1923 年）での鎌倉の被害を学ぶ、発生から 20 分後の津波の脅威（由比ガ浜海岸坂の下地区壊滅・海岸橋破壊）を知りました。町内会の皆様も津波の対応を学ばれることを望みます。
〇３号では年 10 回ほどの訓練をお知らせいたしましたが、年３～４回に変更となりました事お詫び申し上げます。引続きアクションプランを協議しておりますので宜しくお願いいたします。昨年１１月９日実施の訓練は理事の他は３名程の参加者でありました。魅力ある内容を今後展開しますので多くの参加を希望します。
理事会では地域の防災マニュアルを製作中で、近日配布を目指しています。

■海の家アンケート
※別紙にアンケート結果など資料として付加します。

■掲示板
〇掲示板は市の広報や回覧などでは通達が遅い場合の伝言手段としても使用していますので注意してチェック願います。
〇警察署横の掲示板は既存の位置近くの警察署敷地内に移設予定です。

■協力人材を募集しております

町内会の理事と実行委員を募集しております、未来の若宮町内会のためにご尽力を頂ける方を募集しております。他薦自薦を問わず広く協力者を求めています。
連絡先：臼田まで☎090-3104-2338
〇理事募集　防災担当理事（自主防災組織の運営）、防犯（自主防犯組織の運営）
〇実行委員・担当　夏まつり、町内会通信、まち美化推進委員、廃棄物等減量化推進員他

■海の家

アンケートご協力有難うございました。調査中に市の方から「安全で快適な鎌倉市海水浴場に関する条例検討部会」の発足開催と部会参加のお誘いがあり参加しました。

●第一回部会

H25/10/17、10：00～、822 会議室、参加者：県環境・海上保安署・土木課／市観光課・警察・消防／観光協会・商工会議所・ﾏﾘｰﾝｽﾎﾟｰﾂ連盟・ライフガード／各自治会 11 名・各組合６名。構成員３２名参加者２８名

【議題】部会の役割／今年の現状発表と課題／条例検討の論点

配布資料：110 番通報と犯罪件数（通年の倍以上あり）／苦情件数（通年の倍以上）犯罪の種別資料／苦情の内容一覧／パトロール報告／近隣海水浴場の動き／条例の論点

上記資料のもとに環境改善について論議されたが、市は「条例化は前提としてないが条例化になった時の準備と考えます」との回答。具体的にはアンケート内容と同じ所を省きますと、ゴミ問題・犯罪問題・条例と罰則・近隣海水浴場との連携・自主規制の内容と多岐に渡りました。条例と罰則で規制することに異論を唱える自治会長もございました。

●第二回部会

H25/10/31、14：00～、301 会議室、参加者は一回目より減りましたが 20 名近く。

【議題】自主規制案／若宮町内会アンケート結果報告／その他の論点／条例イメージ

配布資料：自主規制改訂案／若宮町内会のアンケート結果／条例のイメージ／市策定のアンケート用紙

町内会実施のアンケート結果を部会に提出と共に町内からの意見を要求し、条例化を強くお願いしました。自主規制案は市が作成し組合に提示、組合と自治会には意見の隔たりや大きな温度差が御座いました。組合連合会の基本的考えは、海の家の中のことは連合会の自主規制で責任を持って運営いたしますが、浜辺・海岸・道路・街中は行政の責任ですとの事でした。また、お客のモラルは客の問題とも言われました。「猫を追うより魚を片付けろ」の諺が有りますが魚を片付けないで猫のモラルを説いてもと思っています。

予定していた三回目は意見も出尽くしたので、市作成の規制案で市議会に上程し決議を受ける事になりました。　※その後三回目の部会招集が掛かりました。

●第三回部会

H26/1/23、10：00～、全員協議会室、20 名程。

【議題】検討課程／平成 26 年の対応方針／その他

配布資料：検討課程報告／市実施のアンケート報告（※比較資料参照）／「平成 26 年鎌倉市海水浴場の健全化の対応方針」（案）※「資料 12 改」参照

対応方針の組合自主規制の営業時間短縮を切に申し上げました。今後市はパブリックコメントを実施し営業ルールとマナーアップ条例を市議会にかける事となりました。多くの事項の条例化は法的整理の「営業の自由」「表現の自由」の観点から精査するに留まりました。市長は条例化を望んでいるようですが、市の観光課は平和的穏便に事態収集を考えていて長期的イメージに欠けているのと、住民意見を重要視してない、と感じ取りました。結果的に思いますのはこの部会が観光課主管であったことを悔やみました。そして本年も海の家閉鎖後のアンケート調査をお願いしました。また、環境が改善されない場合自主規制や条例の改定を約束承認頂きました。

最後に私見なりますが、全てを反対としているわけではありません。鎌倉海水浴場から新しい文化を発信し、近隣住民と共に観光鎌倉のイメージをより良くして行きたいと願っています。

H26/1/28・29 に朝日新聞や NTV・TBS などで逗子市の規制条例案がニュースとして取り上げられました、鎌倉については海の家に対しての条例化なしで模索中と報道されました。臼田が得た情報では営業時間は逗子市 18：30、藤沢 20：30 までです、鎌倉の営業時間が変わらないと由比ガ浜海岸に若者客が夜押し寄せてくるのではと懸念しています。